

十九世紀イギリスの刑務所改革と囚人労働

—「不自由な労働力」の視点から—

吉 村（森 本）真 美

はじめに

ヨーロッパ犯罪史は、社会史の興隆とともに一九七〇年代以降独立した研究領域としての認知を高めてきたが、とりわけ議論が重ねられてきたひとつのトピックが刑罰制度である。法制史を基礎とした古典的な法制・刑罰研究において近代化のプロセスとみなされてきた十八世紀後半以降の過酷な刑法や刑罰を廃する動きは、E・P・トムソンらの民衆運動史からの先駆的犯罪史研究が体制への抵抗ととらえた犯罪と犯罪者にたいし、当局が行使した抑圧と支配のメカニズムとして刑罰制度を位置づけるとともに、その機能分析に新たな視角を得た。⁽¹⁾さらにこの動向に大きな理論的インパクトを与えたミシェル・フレーの『監獄の誕生』（原著初版一九七五年、英訳一九七七年）がジエレミー・ベンサムのパノプティコン（panopticon）構想と、その具現化であるペントンヴィル刑務所を取り上げたことも刺激となり、近代イギリスの刑務所制度研究は西洋犯罪史研究における議論のなかでひとつ重要な位置を占めてきた。⁽³⁾

イギリス刑務所改革は、各地方自治体や行政官の監督下にあった十八世紀的な旧監獄の中央統括化と、施設と規律の両面における収容者処遇の改革を基軸として展開した。十九世紀におけるもつとも重要な節目は、一八五三年の法令による懲役刑（penal servitude）の成立であろう。懲役刑は、既決囚を海外に強制移送して就労させる流刑（transportation）の廃止にともなうかたちで案出された、イギリス史上初めての自由刑としての長期拘禁刑である。旧監獄への無配慮な投獄から、段階的な矯正指導と所内作業によつて構成され最終段階に早期釈放を含むシステム

ティックな新しい刑罰への「進化」は、厳罰主義の刑法改正や、植民地流刑の廃止、公開処刑の廃止などと流れを同じくする人道主義的改革の一環として位置づけられつつ、十九世紀中葉にいたつて「懷古主義的な逆行」をともなつたことが特色である。鞭打ちの復活や、独房拘禁や沈黙の強要、懲罰的な重労働などの慣行は十九世紀末まで続き、マスクで顔を隠され番号で呼ばれる囚人たちの同時代素描や文学作品の叙述にみられる、陰鬱な「ヴィクトリアン・プリズン」の表象をアカデミックなレベルで裏打ちした。

人道主義的改革がもたらした非人道的待遇というパラドキシカルな帰結にいたるプロセスについての議論を含め、フーコー以降のイギリス刑務所改革研究は、歴史学や法律学はもちろん、社会学や犯罪学、政治学など周辺領域における諸理論の援用による学際研究を含めた広範なスケールで展開してきた。フーコーが示した国家の権力装置としての刑務所制度が多角的に検証される一方、地域の施設を対象とする社会史的な実証研究も相次ぎ、理論と実践の乖離という運営の実態も明らかにされている。⁽⁴⁾

このような欧米の刑務所・刑罰史研究の奔流の背景には、欧米の刑務所が直面していた財政難や収容人員の超過、高再犯率などの同時代的な諸問題があつた。刑務所の状況も以來変化をみていくが、近年とりわけ注目されている関連問題のひとつが不自由労働（unfree labour）としての囚人労働である。不自由労働とその存在は現代においても解明と解決を迫られる重要な課題であるとともに、歴史的には世界がいまある姿を作り出した重要な労働形態のひとつでもある。従来の理解では、奴隸（slave）と契約労働（indentured labour）が不自由労働に該当するものとされてきたが、刑の一部として強制労働に従事させられた囚人労働をこのカテゴリーに含まれるものとみなす動きが出てい
⁽⁵⁾る。

本稿は、流刑の廃止と懲役刑の成立にいたる近代イギリス刑務所改革の過程を、この不自由な労働としての囚人労働の成立という視点からの再検討をこころみるものである。以下では改革の歩みを概観しつつ、フーコー以降、閉鎖的な空間をめぐる抽象的理論の様相を呈しがちであつた刑務所改革研究を、帝国史や移民史、グローバル・ヒストリ

との接合によつて近年急速に視野を広げつつある流刑／囚人労働研究と結びつけることで、新たな成果が得られると思われる論点のいくつかを提示してゆきたい。

1、旧監獄の囚人と労働

イギリスにおいて収監施設が行刑の場となるのは十九世紀以降のことである。自由刑の概念が成立する以前、投獄刑（imprisonment）の判決を出されることはごくまれであり、監獄（goal）は刑罰執行の場所とはみなされていなかつた。州・市・町などさまざまの自治体の監督下にあるその数はイングランド全土で四〇〇から五〇〇とされ、法の指針はあるものの設備や運営は個々の施設に委ねられているのが実情であった。運営は民間委託のところも多く、管理責任者である獄吏はほぼ無給で、囚人や面会人からの各種手数料（fee）の徴取と、委託時に付与される免許での獄内での酒類販売収入をよりどころとしていた。既決囚や未決囚、債務者やその家族を含めたさまざまな収容者は基本的に短期収容であるため、内部の環境に注意は払われず、未決・既決や罪状などの収容者個々の状況によらず、大部屋に雑居拘禁されていた。

刑務所の歴史において重要なもうひとつ区分の施設が、懲治院（house of correction）である。懲治院はエリザベス救貧法（一六〇一）⁽⁶⁾下で作られた、働く能力があるのに働く「怠惰な」貧民を収容して強制就労させる救貧法下の施設であった。「怠惰」は宗教的・道徳的な罪であるとともに刑法上の犯罪である浮浪（vagrancy）と結びついていた。またそもそも犯罪は貧民の所業であるという中世以来の観念もあって、懲治院は犯罪者の収容施設として監獄と混用される傾向にあり、十七世紀以降は刑法犯に懲治院での就労を命じる判決が増えていった。

ベドフォードシアの州執行官ジョン・ハワード（一七二六—一七九〇）が著した『監獄の状態』（一七七七）には、この懲治院を含めた十八世紀後半の旧監獄の実態が、囚人数、経費、食事の量から監房の寸法にいたる詳細なデータ

とともに記録されている。ハワードが問題視したその悪弊は、手数料制がもたらす囚人の窮状と雑居収監の道徳的汚染、天然痘や、のち彼自身の命を奪うことにもなる監獄熱（goal fever）などの伝染性疾患の危険であった。ハワードは彼自身「刑罰を科す場ではない」と明言する監獄での、病気による囚人の死を私的な死刑であると糾弾している。⁽⁷⁾

ハワードが示す一七七六年春時点におけるイングランドおよびウエルズの各種監獄に収監されている囚人総数は四〇八四名で、うち二四三七名を債務囚が占めており、平均してその約二倍の家族がともに獄中にあつた。州監獄に収監された九九四名は本来の収監対象である「重罪犯」とみなした者たちだが、実際には大部分が実際には微罪犯である。その一方で微罪犯を収容すべき懲治院にも若干名の重罪犯を収容している。各種施設の不足と転用による混乱がうかがえるが、囚人数そのものについては「これまで憶測による算定で非常に誇張してきた」よりも小さな数值であると結論付けている。⁽⁸⁾

改革主導者ハワードにも既決囚を積極的に就労させるという発想はみられないが、囚人たちが怠惰という悪徳を余儀なくされ、無為の中で暇つぶしの遊戯に興じている状況は良しとしていない。あまつさえ、本来就労を強制されるべき懲治院においても道具や材料がないために、収容者が「怠惰と瀆神と墮落」のなかでいたずらに時を過ごし」ている施設が多くある実態も指摘されている。労働による収益がないことは手数料の支払いを保障しているはずの囚人の食物をも減じ、かれらの健康を害しているが、管理者の要請に治安判事が応えることはないと陳情もあつた。

懲治院においてあるべき囚人労働が機能していると彼が評価している事例は、その名称が以降の同種施設の総称ともなるロンドン市管轄下のブライドウェル（Bridewell）であろう。ハワードの時代になると、懲治院と監獄の混用はすすみ、懲治院に重罪犯が収容されることも珍しくなくなつていた。衛生面についての指摘はあるものの、建物は男性房と女性房、昼間と夜間の監房が分離され、当時の医学界で主流であったミアズマ説にのつとり疾病対策として換気にも配慮がされていた。年間収監者数は一七七二年から一七八二年の間で四五九名から一七〇九名と年によつて

大きな差がある。一日当たりについていと、ハワードはブライドウェルを『監獄の状態』三版刊行までに七回訪問しているが、それぞれの際の収監人数も七名から四十一名と幅がある。ここではハワードの批判する手数料は微取されておらず、門番兼管理人は年八十ポンドの俸給を受けていた。女性監房には女性監督が年六十ポンドの俸給で雇用され、別途有償で男女両監房の病人のケアをしていることも先駆的であろう。ブライドウェルには麻仕上げ工が年二十ポンドの俸給を受けて監獄内に居住しており、囚人に麻打ちをさせてその収益を得ていた。囚人労働としてはこのほか、古い麻繩を手でほぐして造船資材とするまいはだ作り (oakum picking) や染料木ログウッドの破碎などがあつたが、職人の俸給に加えて道具や材料の経費がかかり、支出と収益のバランスをとるのは難しかつた。監獄の財源としては手数料のほか任意の寄付も重要であつた。ロンドン市管轄下のブライドウェルのような有名施設はその点で恵まれた状況にあり、管理人や請負業者の俸給保障とともに、道具の減価償却を考慮すると割に合わない生産性の低い囚人労働を維持することが可能であつたとも考えられる。

懲治院における労働は、同時代の労働觀と深く結びついていた。キース・トマスが指摘するように、キリスト教と古典文化という有力な知的伝統にもとづく労働嫌惡の觀念は、遊惰が前提であるジエンタルマンのみならず貧しい階層にも根ざしていた⁽⁹⁾。一方でそのキリスト教、とりわけプロテスタントは、労働は神が与え給うた名譽あるものだと主張していたし、社会的規律の強化や国の繁栄の源としても貧しいものたちの労働は讃えられた。救貧院における強制就労は、前者の労働嫌惡の觀念を体現したものである。労働の強制は怠惰の罰であるとともにその治療法であり、ひいては貧困を撲滅する最善の方法だとみなされていた。だがそれはあくまでも「働くこと」への罰であり、犯した罪にたいする刑罰として相応の労役を科すという発想はない。十八世紀において労働と結びついていた刑罰は拘禁刑ではなく流刑であった。

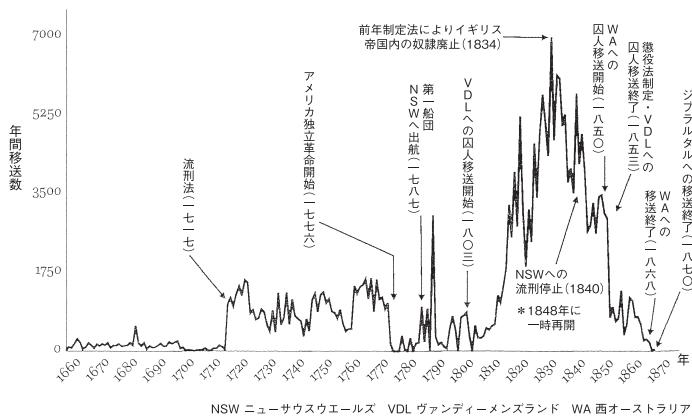
2. 流刑危機と初期改革

ハワードの著書は、イギリスはもとよりヨーロッパ各地でも大きな反響を呼び、彼の提言は一七七九年懲治院法に反映されたが、この法が定めた男女別の新施設の設立などの国家的改革は実現しなかつた。そのひとつの中は出版のタイミングにあつた。十八世紀後半にイギリスの刑罰は深刻な危機を迎えていた。ハワードの著書はこの問題にさらに人々の関心を集めることになつたが、事態はより切迫していくのである。

十八世紀後半は狩獵法（Game Laws）を中心とする刑法の改正によつて死刑を適用される犯罪が激増し、死刑からの恩赦による流刑囚もまた急激に増加していた。犯罪が増加したいまひとつの要因は「犯罪の波」である。十九世紀に国家統計が作成されるようになる以前のイギリスの犯罪は、複雑な裁判制度のためにその実態を把握することが極めて困難である。膨大な記録をもとに一九八〇年にV・A・C・ギャトレルが出した数値は、長年最も信頼できる値として後続研究のよりどころとされてきた。⁽¹⁰⁾ おおまかな傾向として指摘されていることのひとつが、十八世紀後半以降十九世紀までの犯罪の罪状として圧倒的に多いのが、比較的少額の窃盜だということである。十八世紀後半の刑法の厳罰化は、それ以前なら罰金や短期の拘禁ですんだ微罪を、死刑と流刑に該当する重罪とした。

ギャトレルらの犯罪統計学はまた、対仏戦争をはじめとする戦争の合間に兵士の帰国・除隊とともにおきる犯罪の急増、すなわち「犯罪の波」が、当時の人びとの漠然とした印象や偏見ではなくデータで証明される事実であつたことを明らかにした。とくに一七七〇年代は七年戦争後の帰還兵による大きな犯罪増加の波がおき、死刑や流刑判決を受ける既決囚が増加した。国王の慈悲による恩赦は半ば慣例化して与えられたため、減刑によつてさらに実質的な流刑判決は増えた。だが「長い十八世紀」に絶え間なく繰り返された戦争は、アメリカ周辺海域の緊張や船舶の徴用でその流刑をしばしば停滞させた。さらに七年戦争に続いたアメリカ独立戦争と、その結果としての十三植民地の喪失により流刑制度は深刻な危機を迎えたのである。

図 イギリスおよびアイルランドから移送された囚人数 1660-1870 年



Maxwell-Stewart, 'Convict Labour Extraction and Transportation', p.180, Figure 6-1 をもとに作成。

イギリスの囚人移送先にはアジアやカリブ海、西アフリカなども含まれていたが、オーストラリア流刑以前に圧倒的に数が多くかったのは北米植民地である。入植のごく初期から移送はあったが、一七一七年流刑法によって正式に重罪犯の移送先となつてから規模は急激に拡大した。(図) 流刑囚は監獄に収監されたのち移民業者に引き渡され、任意で渡航する自由移民や、渡航業者を介して渡航費の不足分を売却された先での年季奉公で補う白人年季奉公人 (indentured servant)とともに移送され、現地の市場で刑期に応じた期間の不自由労働者としてプランターに売却されていた。^[1]

十八世紀の北米には不自由労働力として黒人奴隸も導入されていたが、ヨーロッパ市場で歓迎された熱帯気候に合う砂糖の生産で巨利をあげていた西イングランドとは異なり、北米植民地においては高価な奴隸の大規模導入は地域的かつごく限定的であった。船中や現地での死亡率が低下し、植民地社会が安定してイギリスからの自由移民が増加する以前、本国施設から強制移送される流刑囚や貧民は重要な労働力であった。川北稔が示したように、現地で売却されることで負債をプランターへと移した白人年季奉公人と、監獄からの軍事徴用や強制徴募によって海外に送られた兵士を含めた、これらの不自由・半不自由労働者は、近世イギリスの庶民がたどるべきライフサイクルからの逸脱者であり、年齢層や社会層を同じくしていた。^[2]

本国の労働市場からあぶれた人間を、労働需要の高い植民地で活用するというサイクルは、大西洋圏の航路の安定によつて支えられていた。戦況によつて搬送が滞ると、重罪犯は長期間にわたつて待機せざるをえなかつたが、その場所である監獄は長期収容を前提とした場ではなく、収容数にもかぎりがあつた。フランス大革命とナポレオン戦争はさらに事態を悪化させた。兵士として軍に入る兵役移送 (military transport) がみられるのはこの時期であるが、三十年間ののべで五千人、時期に重なりがある東南アジアなどへの若干の移送の一部の可能性を加味しても、当該期間の北米移送予定総数を吸收するには遠く及んでいない。行き場のない重罪犯については国内監獄とともに廃船を転用した監獄船 (*hulk*) に収容し、実質的には判決よりも短い刑期で国内釈放をせざるをえなかつたが、不適切な環境で収監の状況はさらに悪化した。

監獄問題の関心が高まつたこの十八世紀末から十九世紀初頭の時期に、地方を含めた個々の監獄には新しい刑罰理念にもとづいた実験的な改革を行うところもあつた。その流れは二つ、ひとつはハワード以来の人道主義的改革の流れをくむ福音主義であり、もうひとつはベンサムとその後継者たちが奉じた功利主義である。

広義の福音主義運動のなかで、とりわけ社会改良に大きな役割を果たしたのは、非国教徒の少数派セクトながら影響力を發揮したクエーカーであつた。ピューリタン革命期にジョージ・フォックスが創始したこのプロテstant系セクトは、他の非国教会プロテstantとは異なつて政治とは距離をおくようになり、平和主義を奉じ社会改良運動に積極的に取り組むことで存在感を示していた。⁽¹³⁾ クエーカーの活動としてもつともよく知られるのは奴隸解放 (abolition) であるが、迫害を受けた時期に信徒が収監されそこで「靈的経験」を得たこともあつて監獄問題にも関心が高く、罪人に改心させて彼ら個人を救済するとともに、監獄の非人道的な残虐や野蛮をなくすことで社会全体の道徳向上をめざすという立場を示していた。保守的なクエーカー信徒が黒一色の特異な服装や厳格な信仰生活を嚴格に維持する一方、聖書重視という立場を同じくする福音主義運動に積極的に参加し、国教会低教会派をはじめ他の小セクトとの積極的協力を目指したグループもあつた。後者からは実業で成功した財力を背景に社交や婚姻を通じて

信徒以外の有力者とのコネクションを築き、政財界に強い影響力を持つた社会改良家を多く輩出している。金融業で財を成したガーニー家のジョゼフ・ジョン・ガーニーと、国教徒であるその朋友トマス・フォウエル・バクストンらが主導的立場で推進した奴隸解放と、監獄／刑務所改革運動がほぼ同時に進行していたことは、囚人労働の検討においてもきわめて重要な点である。

他方、ベンサムの刑罰への関心については、ジョージ三世に進言した一望監視方式の収容システム、パノープティコンがフーコー以降の刑務所研究のなかで建築・規律の双方の面で最も重視されてきたが、功利主義にもとづいた収容者の労働にかんする彼の主張もまた重要な論点である。¹⁴ベンサムは囚人労働の収益によつて監獄問題の争点のひとつであつた膨大な施設の維持経費を賄うのみならず、囚人自身に報奨金というインセンティブを与えることで行状を向上させようとしていた。犯罪者をしかるべき処して治安を向上させれば、多くの人びとの福利につながるというわけである。私財を投じての並みならぬアピールにもかかわらず、パノープティコンは一八一一年に最終的に議会で不採用とされたが、それは財政上の理由ばかりではなかつた。建造物としての独特な形状は、効率的な監視による運営経費の節減をうたつてはいたものの膨大な建設費としての初期投資を要したが、ミルバンクの建設時に採用された対案をはじめ、同時期以降の刑務所改革に大きな影響を与えたことは確かである。

囚人労働という側面からみると、抵抗が強かつたのはむしろその規律面であつたかもしれない。工業化が進行していくこの時期、多数の人間を労働者として集団的に強制動員することが可能な点に注目し、懲治院で行われていた業者委託システムを導入することで、囚人の人的資源としての積極的な活用を試みていた監獄もあつた。これらの「改革的監獄」で行われた囚人の作業としては依然としてまいはだ作りなどが主流であつた。このような非熟練の単調な「労働」とその成果は、外部の労働市場に大きな影響を与えるものではなかつたが、流刑の停滞によつて本国内糾放の可能性があるという事実は、統計が示すその膨大な数とともに、彼らの潜在的労働力としての懸念を高めた。J·S·ミルらをはじめとする学者や市井の改革者たちが戦わせた労働とその倫理、そして自由をめぐる激論は、十九世紀を

通じて、この刑務所改革と囚人労働にも大きな影響を与えたと考えられる。

初期監獄改革は、対仏戦争終了後の一八二〇年代にピークを迎えた。犯罪の増加と旧救貧法の行き詰まりが加速した貧困の深刻化にたいする内相ロバート・ピールの諸改革としては一八二九年の首都警察の設立がもつともよく知られるところだが、監獄についてもこの時期にさまざまな改革が行われた。地方の中小監獄を含め個々のレベルで取り組まれた囚人の分別と隔離、衛生状態の改善、旧監獄の象徴とされたニューゲイト監獄のエリザベス・フライ（一七八〇—一八四五）による改革、彼女を含めたクエーカーによる刑務所規律協会の設立、そして一八一六年に設立されたミルバンクがいくつかの関連立法の制定とともに大幅な改築による拡張を経たことがその成果である。改革後のミルバンクはイギリス初の近代的モデル刑務所としての評価を与えられているが、それは本来管轄を異にしながら長らく運用されてきた貧民収容施設である懲治院と一次収監施設である監獄が一体化し、前者の運用形態と規律が刑罰制度に組み込まれたことを意味している。背景にあったのはやはり、犯罪を貧民の行為であり貧民問題の一様相とみなす、十九世紀を通じて維持された犯罪・犯罪者觀であった。

一八二三年の議会特別委員会は、監獄は從来通り「恐怖と真の刑罰」の原則にもとづいて運営されるべきではあるが、「同時に規律全体から不要な厳しさは排除する」ことも認め、過酷な刑罰を科した結果、囚人が「社会の悪しき成員となり、より硬化した犯罪者になる」と懸念を示している。⁽¹⁵⁾翌一八二三年に制定された監獄法（4Geo.IV.c.64）は、地方刑務所にたいし、はじめて中央の指導指針を示すことで監獄運営の一律化をめざすとともに、監獄を「確実な勾留のためだけではなく、より効果的に囚人の健康を保持し、道徳を向上させ」、「既決囚にたいし適切な刑罰の手段を確保する」場としてはじめて位置付けた。さらにこれを実現する手段としての分別収監や査察制度、宗教・道徳指導、そして規則的な囚人の作業や就労についても詳細に規定された。一八二三年監獄法は政府介入のさきがけとなっていたものの、適用対象の監獄が限定され、条文の記述があいまいで各地方の解釈にゆだねられたうえ、効果的な罰則規定がないという欠陥もあった。

一八二三年監獄法を含めた初期改革の問題点は、ベンサムの主張とその反応が示すように、刑罰の第一の目的を抑止とするか感化とするかという理論上の議論が中心だったことと、中央政府が指導する姿勢を見せ始めたにもかかわらず、ときに地方自治のシンボルであつた地方監獄の運営に関わる判事や管理者、そして改革を増税に結びつける住民の多くが、もっぱらそれに無関心ないし反発の意を示したことであつた。

3. 隔離方式と囚人労働

一八三〇年代から四〇年代にかけて、刑務所改革は次のステージに入る。初期改革において台頭した二つの勢力——福音主義と功利主義——を奉じる改革者の主導のもと、新しい刑務所とその建築・規律を示すモデルとして相次いで設立された国立刑務所を実験場として改革は展開した。改革に向けての監獄とその運営への政府介入が本格化し、それが正当化されてゆくのは、財政支援がはじまるこの時期であつた。

改革の柱となつたのは一八三五年刑務所法 (5&6 Wilm IV, c.38) であった。法令はその前年および同年の議会特別委員会が求めた刑務所規律の統一強化と、政府任命の査察官六名の設置などを定めていた。⁽¹⁶⁾ 従来判事の下にあつた監獄は内部での食事から罰則にいたるまで内相の監督のもとにおかれ、内相に報告義務を持つ刑務所査察官六名の指導のもとで全国的な改革が推進されることになった。このとき任命された査察官のうち二人はともに監獄改革を求める福音主義サークルの有力者であり、以降の刑務所改革の性格を決定づけた。ホイットワース・ラッセルは、国教会の聖職者でミルバンク刑務所の教誨師をつとめ、徹底した宗教指導にもとづく囚人の感化の実現をめざしてていた。ミルバンクでの実績への評価も高く、また、ベドフォード公爵家の縁続きで、のち首相となるジョン・ラッセルの甥にもあたる出自でもあつた。

ラッセルとならぶ影響力を持つていた査察官ウイリアム・クロウフォードは、初期監獄改革を牽引した刑務所規律

向上協会の幹部であった。彼はクエーカー主義にもとづくアメリカ合衆国の先進施設を訪問し、フィラデルフィア州チエリー・ヒル刑務所で採用されていた隔離方式（separate system）を高く評価して導入を求めた。隔離方式は、暗い独房の中で自らの罪に向き合つてこれを悔いつつ神を待ち、「内なる光」を感受するという靈的経験によつて個人を救済するというクエーカーの教義を応用した囚人感化のシステムであった。クロウフォードの提案は採用され、独房建設と隔離方式による囚人の感化は十九世紀を通じた刑務所規律の中心となる。¹⁷⁾

囚人労働の観点から興味深いのは、この際もうひとつの中選択肢としてあつたニューヨーク州オーバーン刑務所の沈黙方式（silent system）が推奨されなかつたことである。沈黙方式でも独房は用いるが入所時と夜間の使用に限られ、囚人は作業場に集まり集団で労働に従事する。作業中は沈黙を強いられ、他の囚人との会話は許されない。沈黙方式は政府方針としては推奨されなかつたが、ヘンリ・メイビュードジョン・ビニーの著書をはじめ、図像を含めた時代史料にこの方式を採用した囚人作業が記録されているのは、数年にわたつての継続的な独房拘禁を求める隔離方式よりも、個々の施設の現状に即したシステムであつたからだろう。のちに隔離方式を採用して建設された国立刑務所でも、沈黙を課しての集団作業は行われた。実際のところ両方式の差異は、独房での隔離をどの程度重視するかという理念と実際の運用期間の違いに過ぎなかつた。

沈黙方式では出所後の社会復帰を視野に入れ、労働を通じて勤勉さを身につけさせることを重視しており、労働の成果は囚人の向上の指標となつていていた。そのため手工業を含めた収益を生む作業が囚人労働として採用され、ベンサムの案と同様、作業を奨励するインセンティヴとして減刑や賃金が与えられたが、その是否についての議論は分かれるところだつた。この点に加えてクロウフォードが問題視したのは、イギリスでも一部の地方監獄や民間の更生支援施設で採用されていた熟練職の指導であつた。職業訓練としての熟練職指導は出所後の生活支援に有効ではあつたが、一八三四年の改正救貧法が示した劣等待遇の原則にあきらかに反していた。救貧を受けている貧民が自力で生活している労働者よりも良い生活をしてはならないのであれば、その教区貧民よりも道徳的に劣る犯罪者が、正直な貧民

(honest poor) よりもよい待遇であつては断じてならなかつた。熟練職の職人は労働者階級の中では上位にあつた。職を得るためにには少年期からの徒弟修業と親方への謝礼金が必須であるため、貧しい労働者には手が届かない道であつたが、罪を犯すことでそれが可能になることになる。同様の理由から、囚人にたいする基礎教育や健康維持のための「過分の」食事もまた、頻繁に批判にさらされた。

隔離方式を徹底した二番目の国立モデル刑務所として一八四二年に開所したのがペントンヴィルである。ペントンヴィルは次世代の改革主導者となる英國工兵隊将校ジョシュア・ジエブの設計による。外形上、ミルバンクよりもさらにパノプティコン・モデルに近い様式となつていたが、その目的は隔離方式の運用であつた。多数設けられた独房では徹底した隔離と宗教指導による囚人の感化が重視され、移動、集団作業の際には仮面を着用させて沈黙を強制し、礼拝堂にも一席ずつの仕切りが入れられた。

三〇年代、四〇年代の改革は、教誨師や査察官や施設監督を含めた刑務所の専門家を生み出した。この新しい刑務所改革者たちがハワードやベンサムらと異なつていたのは、行刑の現場で俸給を受けるプロフェッショナルであつたという点である。とりわけ目立つのは、軍閥係者、とくに陸軍の下士官クラスが行刑職に増えてゆくことである。職務経験にもとづく報告資料の提出や議会委員会での証言による知見提供など職務とその延長上にある活動に加え、プライベートな立場での執筆・出版や囚人に関するチャリティへの参与なども通じ、行刑の現場の人間が議論に加わつたことで、刑務所とその規律をめぐる議論はより現実的な色合いを帯びることになつた。理念上要求される待遇劣化や厳格な規律は、囚人の反発を招きその管理を困難にするだけではなく、心身の健康を害する危険もあつた。教誨師やクエーカー改革者が強い抵抗を示していた作業や行状へのインセンティブが導入されてゆくのも、彼らの提言によるとところが大きかつた。

4. 流刑廃止と刑務所改革

一八三〇年代からの福音主義改革は、四〇年代後半に転機を迎える。国教会、クエーカーという両宗教勢力の支援を得て改革を推進してきた二人のリーダー、クロウフォードとラッセルが一八四七年にあいついで世を去つたのである。聖職者であった後者が長年の職場であるミルバンクの中で、数多くの囚人がそうしたと同様に自死を選んだことは、刑務所という環境と業務の特殊性と無関係ではないかもしない。民間においてと同様、個人のリーダーシップに依存していた行刑改革は、指導者が変わつたことで大きく方針転換することになる。後継者となつたのは、ペントンヴィルの設計者であるジェブであつたが、この時期イギリスの行刑制度は半世紀前と同様の危機を迎えていた。またしてもの流刑囚の国内滞留である。

表 イギリス帝国内の移送囚人数
1615-1937年

地域	実施期間	人数
カリブ海（バルバドスのみ）	1615-1699	4000
北米植民地		
1718年流刑法まで	1615-1718	4500
1718年から独立戦争開戦まで	1718-1775	50000
独立戦争開戦以降	1776-1800	1000
北大西洋 パミューダ	1824-1863	9000
西アフリカ	1775-1781	1000
兵役移送	1790-1820	5000
東南アジア		
ベンガル（スマトラ）	1787-1825	4000
海峡植民地（マレー半島）	1790-1860	20000
モーリシャス（インド洋）	1815-1853	1500
オーストラリア		
ニューサウスウェールズ ヴァンディーメンズランド	1788-1840 1803-1853	80000 72000
ポートフィリップ 西オーストラリア	1846-1850 1850-1868	3000 9700
南アジア		
テナセリウム（ミャンマー） アンダマン諸島（インド）	1849-1873 1858-1937	5000 70000
ヨーロッパ ジブラルタル	1842-1875	9000
計		348700

各地域を対象とした近年の研究データを集積して概算値を出した Maxwell-Stewart, 'Convict Labour Extraction and Transportation', p.169, Table 6-1 をもとに作成。数値には現地住民を含めた殖民地間の移送を含んでいる。

北米植民地の喪失後、新たな流刑地とされたオーストラリアへの囚人移送が一七八七年に始まった。マクスウェル・スチュアートが近年の研究成果の集積によって示した流刑囚数の推移は、植民地間移動という帝国史研究のきわめて重要な要素を正確に反映したものではないが、前掲の図と表からはオーストラリア流刑の増加が全体数の増加をもたらしたという傾向をはつきりとみてとることができる。⁽¹⁸⁾ ナポレオン戦争の終結後に囚人の移送数は増加し、一八三〇年代に最大で年間五千人以上、平均でも三千人から四千人に達していた。いうまでもなくそれは、トマス・クックの探検と領有宣言ののちも放置されていたオーストラリアの開発に本格

的に開発に着手したことで生じた、現地における労働力需要と密接に連動している。

オーストラリアの初期開発は沿岸部から進められた。本国から数か月の船旅を要する地球の裏側の遠隔地で道路や港湾を建設し、森林や荒野を耕作地に転換するという初期段階の植民地に不可欠な重労働に、囚人という不自由労働力は有効であった。植民地の安定とともに求められる労働の質が変化し、自由移民の増加や、植民地の将来を見据えての戦略的な補助移民の導入が進められるにつれ、現地における囚人労働の質もまた変化した。軍人が囚人を管理・使役していたオーストラリアは、自由移民が農業を営む移民の島へと変貌してゆく。一八三〇年代から現地で牧羊業に見通しが立つたことで自由移民・補助移民の希望者が増加した。刑期が明けた元囚人工マンシピストが現地社会において無視できない人口となつて現地の白人間の軋轢を深め、採集経済で生きていた先住民アボリジナルは労働力として活用できないとみなされて土地から追われた。流刑植民地オーストラリアはこれまでのイギリスの植民地に例のない複雑な人口構成を特徴とした白人入植地となつていったのである。¹⁹⁾

植民地が発展するにつれて、不自由労働力は必要不可欠だとはいえないものとなつた。マクスウェル・スチュアートのデータをもとにした前掲の図はまた、オーストラリアの各植民地のあいだで囚人の受容と停止のタイミングにかなりの差異があつたことをも示している。²⁰⁾ 最大のニューサウスウェールズが受け入れを拒否した一八四〇年以降も、他のオーストラリアの植民地では流刑囚の受け入れが継続した。囚人を受け入れる、あるいは受け入れないという決定は、各植民地が労働市場や主力産業、プランター・自由移民のタイプなど、それぞれの状況にもとづいて下していく。産業の発展と人口の増加、そしてライバル帝国の太平洋での動きを含めた国際情勢の変化により、イギリス帝國の中での太平洋にあるオーストラリアが要地に位置する白人入植地としての存在感を増すにつれ、現地政府や現地議会の意向は帝国政策上も無視できなくなつていった。

一方、現地の状況の変化と同時に、本国では別の方向からの流刑廃止論が高まつていた。²¹⁾ 刑罰につねにつきまとっていた、犯罪者への恩恵がその抑止力とともに労働者全般の道徳の低下を招くという主張は、オーストラリアの発展

と移民先としての人気の上昇によつてより正当性がある批判となつた。道徳心を疑われたのは犯罪者の予備軍とみなされた本国の貧民だけではなかつた。一八三三年の帝国内奴隸廃止に前後して、奴隸のような人間を生み出す流刑制度が、現地とそこに住む人間を堕落させるとして問題視する声も出でていた。事実上的人身売買によるプランターへの下げ渡しと、海軍の直接管理下にあつた時代からの鞭打ちの懲罰は、いまや自由であるべき人間と認められたアフリカ人奴隸にたいする非人道的な待遇と重ねられた。流刑廃止運動は奴隸解放と同様に人道や博愛という道徳的側面から文脈におかれて説明されがちであるが、おそらくそれ以上に経済の論理が働いたことも奴隸解放と同様である。自由労働力が得られる状況では、囚人という不自由労働力は必ずしも効率的・経済的ではないとの主張は、奴隸解放が実現したのちはさらに説得力を増した。のみならず、経済的安定を得たプランターがあえてこの不道徳な不自由労働力を選び取つて使役することは、奴隸解放後のイギリスにあつては自身のモラルに疑いをかけられることにもつながつた。十九世紀を通じて見られた、囚人をはじめとする不自由労働力を使役する植民地プランターを奴隸所有者になぞらえるさまざまな言説や図像表現は、イギリスにおける奴隸解放の受容と理解を再検討するための資料となるだろう。

少なくとも一八三〇年代の後半には、植民地流刑の見通しは暗いものとなつていた。本国政府がとつたのは、当面の対策を講じて存続を引き延ばしながら、代替の刑罰の在り方を模索するという方法であつた。陸軍に軍籍を置きつつ刑務所改革を主導する立場となつたジェブは、流刑の停滞による重罪犯の国内累積問題を解消するために、三段階の保護観察制度を実験的に実施した。その内容は、ミルバンクやペントンヴィルの隔離方式を採用した拘禁と、流刑囚が移送先で従事していた重労働の国内実施、そして仮出獄ライセンスを付与しての植民地移送である。流刑判決を受けた囚人は、国立刑務所の独房に一定期間拘禁され、そののち刑務所の外で道路・港湾や病院などの建設にあたる公共労働に集団で動員された。一八四八年にはドーセットのポートランドに新たな人口港湾と海軍関連施設を建設するため、ポートランド公共労働刑務所が臨時施設として設立された。囚人たちは土木作業と周辺の採石場での資材の

破碎・運搬作業に従事した。ポートランドはボーツマスとプリマスのデヴォンポートにある海軍の重要な拠点の中間に位置しており、ここに軍港を建設していくひとつの拠点とすることはきわめて重要な意味を持つていた。

港湾建設という目的、つまり囚人労働の成果を目的としてかかげたという点で、公共労働刑務所における囚人労働は、ペントンヴィルやミルバンクの独房で科せられた生産性のない懲罰的作業とはあきらかに異質である。むしろそこでは、北米やオーストラリアにおいて開発初期にみられた流刑における囚人労働との連続性が指摘できる。また場所こそ本国の中ではあるが、この新しい海軍軍港の建設がイギリスの帝国政策の一環であったといふことも、流刑との関連を示唆しているといえるだろう。⁽²²⁾

経費と囚人労働の収支の試算、釈放後の追跡調査も含めたポートランドにおける実験の成果を根拠として、一八五三年 (16 & 17 Vict. c. 99) と一八五七年の法令 (20 & 21 Vict. c. 3) で流刑は廃止され、その代替として懲役刑という新たな長期拘禁刑が案出された。一八五三年法は「特定の場合において流刑に他の刑罰を代替する法令」として終身刑と十四年刑をのぞく流刑の廃止を定め (第一条)、それらの長期刑を含め従来流刑に該当した重罪犯に新設の懲役刑を科すことを定めた。(第二条、第三条) 懲役刑の具体的な内容についての明確な定義はないが、「流刑より重い」とみなされることを理由として刑期の短縮換算を規定し (第四条)、早期釈放を制度化した仮出獄制度を導入した (第九—十二条)。この法令にもとづく懲役刑は、ポートランドの実験で採用された入所から一定期間の独房拘禁と、次の段階での囚人労働への従事、問題がなければ仮出獄ライセンスを付与して早期釈放という三段階のプロセスで実施された。ポートランドとの最大の相違は、早期釈放の場所がオーストラリアではなくイギリス本国だということであった。⁽²³⁾

懲役刑に組み込まれた刑罰としての「重労働」にむすびついたのは、このポートランドでの公共労働の系譜である。一八六五年の刑務所法は懲治院と刑務所を事实上統合し、懲役刑の規定する重労働を隔離方式に続く段階で従事する囚人作業として位置づけるとともに、さらにそれを第一段階として室内で科せられるクラシック（手回し器）や踏み車

などの非生産的な苦役と、第二段階としての刑務所外での公共労働に区分した。第一段階の重労働は一八九八年の刑務所法で廃止され、以降の重労働は「有用な産業労働」のみとなつた。厳罰主義の終わりとみなされてきたこの変化は、ポートランドでの公共労働のような有用な囚人労働が維持されてきたことをも意味している。⁽²⁴⁾

懲役刑は流刑の代替でなければならなかつたが、それは囚人の甘やかしを批判し、本国内放逐を忌避する民衆感情のレベルで説明されてきた部分にあつた議論だけではない。北米移送の開始以来一貫して流刑囚がはたしてたいた、帝国開発のための不自由労働力としての役割は、新しい懲役刑の執行の場となつた本国の刑務所においても継承され、刑罰としての重労働を含む拘禁刑である懲役法が第二次大戦後の一九四八年刑事司法法で廃止されるまで維持されたのである。

懲役刑は流刑の代替として成立したが、それは流刑の終焉ではなかつた。ポートランド刑務所の公共労働を組み込んだ懲役刑のシステムは、帝国政策としての囚人労働という点において、いわば本国内での流刑を存続させたものである。一八五七年の修正法によって長期刑についても新規の流刑判決が出されなくなつた後も、一八五〇年に囚人の受け入れを開始した西オーストラリアへの移送は一八六八年まで継続した。帝国に目を轉じれば、一四ページの表が示すように植民地間の動きを含めて海峡植民地への移送は一八六〇年まで続いたし、モーリシャス（一八五三）やジブラルタル（一八七五）、バミューダ（一八六三）でも十九世紀後半まで囚人は送られた。大反乱を経験したインド周辺での移送は、ミャンマーのテナセリウム（現タニンダーリ）で一八七三年まで、インドおよびビルマの政治犯の収監施設がおかれたアンダマン諸島では一九三七年まで囚人移送が継続された。

アジアの囚人移送においてとりわけ顕著なもうひとつの注目すべき点は、移送の開始時期である。送られた囚人の数の上ではニューサウスウェールズが吸収した総数に匹敵するインドのアンダマン諸島がそうであつたように、アジアにおいて囚人移送が開始されたのは、もっぱらイギリス本国における流刑の廃止が決定的となつた後であった。これらの移送はもっぱら、イギリス帝国が支配した地の現地住民を対象とした植民地間移送であり、十九世紀後半以降

にアジアへの軍事展開を試みるライバル帝国勢力を牽制するために南アジアから東南アジアへとちりばめられた軍事拠点の建設や、豊富な地下資源の採掘やプランテーションのための不自由労働力の動員であった。

近年囚人移送のグローバル・ヒストリが取り組んでいるポルトガルやスペイン、オランダ、フランスなどの海外への強制移送や帝国内の辺境開発に囚人を動員したロシア、ソ連などの事例についての学際的な総合研究は、欧米列強が囚人という不自由労働力を自国の勢力拡張のために用いてきたその方法のパターンについて、長期的な歴史像を描き出しつつある。²⁵⁾ 欧米の研究に欠落しているアジア諸国からの強制移動をこれに加えれば、さらにこの像は鮮明になるだろうが、フイリッパ・レヴァインが指摘するように、西洋の労働契約の観念を持たないアジアの囚人移送の中には移送される当人が強制されているとの自覚を持たないケースもあり、また近世の白人年季奉公人と同じく、自由身分でかつ任意の移動であっても契約の内容がきわめて「不自由」なグレーゾーンの事例も多かった。そもそも収監の根拠となつたイギリスが与えた法そのものが、有色人種に通行制限を課すパス法に代表されるように、現地の日常生活や伝統的慣習を統治の妨げとなる「犯罪」と一方的に規定する植民地法規であることもしばしばであった。²⁶⁾

おわりに

フーコー以降の刑務所研究は、その閉じ込めの概念があまりに鮮やかであったがゆえに、扉に囲まれ閉鎖された空間という前提での議論が当然視されていた部分がある。中央政府の統括下に置かれ近代化された十九世紀後半のヴィクトリアン・プリズンには、クエーカーの改革者たちが罪人の改悛と内なる光の感受を期待した独房が囚人管理のうえでの効用から引き続き設けられ、貧しい者の怠惰を罰しその治療に苦役としての労働を科す懲治院の精神もその中で生き残つた。だが、これを外部から隔絶された閉ざされた空間の「進化」とみなすべきではない。少なくとも法的には流刑が消滅したことになつてゐた十九世紀後半まで、刑務所とそこでの拘禁刑は、流刑の運用を念頭に置いたシ

ステムとして機能していたのである。一方で植民地において、植民地間移送を含めた流刑囚は帝国政策の一端を担う貴重な労働力であった。出口を失った本国においては、独房拘禁の次の段階で囚人労働は活用されたが、たしそこには外部の労働市場に影響を与えない範囲においてという厳しい制約がついていた。ライヴァル帝国とのインフラ整備や資源開発の競争が、低廉で不熟練ないし半熟練の労働力需要を次々に生み出していった海外とは異なり、世紀後半の国内の大不況で失業増に悩まされた本国にあつてはとりわけ慎重に執り行う必要があった。

流刑廃止に前後して、本国と現地に馴化のための収容施設が設けられたことは、囚人とともに不自由労働力のカテーテリーに含められた十九世紀以降の子ども移民の場合も同様であった。この事実は不自由労働の管理システムとしての収容施設という刑務所の機能が、歴史的な起源を持つことの証左でもある。活況を呈している囚人移送のグローバル・ヒストリもまた、刑務所をはじめとするこの制度に付随する収容施設との連関にあらためて目を向けることで、不自由労働研究を新たな方向に展開する可能性を見出せるのではないかだろうか。

近代イギリスの刑務所改革は、民間業者への委託となっていた刑務所運営と囚人労働を財政負担と引き換えに中央政府の統括下におき、規律と運営の一律化という方向に進められた。一九七〇年代以降の刑罰史研究の背景にあつた新自由主義にもとづく刑務所の民営化は、これとは逆方向への動きであった。欧米における囚人労働の民間企業への貸与は、社会復帰への支援ともなる先進的な取り組みのモデルとしてわが国では紹介されてきた。現在も法務省は、安定した労働力提供とローコスト、労務管理が不要という利点を列記して刑務作業の民間委託先を積極的に誘致している。⁽²⁾ 新型コロナウイルス禍で、民間委託が半世紀でさらに進んだ欧米におけるこの状況の一端が、感染のリスクの高い排泄処理をはじめとする入院患者の末端ケア労働や遺体の処理に動員される囚人の姿として垣間見られたことは記憶に新しい。囚人労働を「現代の奴隸制」とするアンジェラ・ディヴィイスは、アメリカにおける刑罰の資本主義化がもたらした囚人人口の人種やジエンダー構成の恣意性を糾弾しているが、それはあらゆる不自由労働力に通じる特徴であるだろう。⁽²⁸⁾ 本稿で扱った時代に続く二十世紀前半に、階級の再編や非白人の移民・難民の流入を経験したイ

ギリスの刑罰制度が歩んだ道は、不自由労働の現状といれを周縁化し再生産するグローバルなメカニズムの解明に示唆を与えてくれるかもしない。

〔註〕

- (1) 民衆運動史からの犯罪史研究といひせば、Hay, H. et al., *Albion's Fatal Tree: Crime and Society in Eighteenth-Century England*, London: Allen Lane, 1975; Thompson, E. P., *Whigs and Hunters: The Origin of the Black Act*, London: Allen Lane, 1975; Tobias, J. J., *Crime and Police in England, 1700-1900*, Dublin: Gill and Macmillan, 1979 など。犯罪史の初期研究といひせばかばく、本稿で扱う時期を中心とした Radzinowicz, L. and Hood, R., *The Emergence of Penal Policy in Victorian and Edwardian England*, Oxford: OUP, 1990 を含むたゞハノガマイッカの五巻にわたる連作 *History of English criminal law and its administration from 1750* がある。イギリス犯罪史の通史といひせば、イギリス社会史ハリーベルト王室のクライヴ・ヒムバリーの研究が一九八七年の初版から 110-118 年を以て五版を重ねてゐる。Emsley, C., *Crime and Society in England, 1750-1900*, London: Longman, 1987.
- (2) Foucault, M., *Surveiller et punir: naissance de la prison*, Paris: Gallimard, 1975. 邦訳といひせば田村淑訳「監獄の誕生——監視と処罰」新潮社、一九七七年(初版: 新装版 1991 年)。
- (3) Ignatieff, M., *A Just Measure of Pain: the Penitentiary in the Industrial Revolution, 1750-1850*, New York: Pantheon, 1978; Tomlinson, M. H., *Penal Servitude, 1846-1865. A System in Evolution*; in Bailey V., *Policing and Punishment in Nineteenth Century Britain*, London: Croom Helm, 1981; Davis J., 'The London Garrotting Panic of 1862: A Moral Panic and the Creation of a Criminal Class in Mid-Victorian England', in Gatrell, V. A. C., Lenman, B. and Parker, G. (eds), *Crime and the Law; The Social History of Crime in Western Europe since 1500*, London: Europa, 1980; Forsythe, W. J., *The Reform of Prisoners 1830-1900*, London: Croom Helm, 1987; id., *Penal Discipline, Reformatory Projects and the English Prison Commission 1895-1939*, Exeter: University of Exeter Press, 1990 など。

- (4) 地方刑務所について DeLacy, M. *Prison Reform in Lancashire, 1700-1850: A Study in Local Administration*. Stanford: Stanford University Press, 1986. 445p.

- (5) De Vito, Ch. And Lichtenstein, A., *Global Convict Labour*. Leiden: Brill, 2015; Van Zyl Smit, D. and Dunkel, F. eds., *Prison Labour: Salvation or Slavery?* London: Routledge, 1999.

(6) 近世の懲治施設と怠惰の観念、およびその対策については、乳原孝「『怠惰』に対する闘争——イギリス近世の貧民・矯正院・雇用」嵯峨野書院、1100-11年、同「イギリス近世における『怠惰』——その意味と取締り」『京都学園大学経営学部論集』110卷(11000年)、1号、19-40頁、バイアード、A. L.「浮浪者たちの世界——シェイクスピア時代の貧民問題」同文館、1997年などを参照。

(7) ハワード、J. H. 川北稔・森本真美訳「十八世紀ヨーロッパ監獄事情」岩波文庫、一九九四年。ハワードおよび近世の監獄については栗田和典の「ジョン・ハワード『監獄事情』から懲治監獄法へ」静岡県立大学英米文化研究室『いにしへ文化』第八号(110-15年)、八九-110七頁、「長い近世」イギリスにおける刑罰の複数性 日本国犯罪社会学会『犯罪社会学研究』三七号(110-11年)、111-113頁、森本「聖者」の執心——新興ジエントルマン、ジョン・ハワード 山本正編「ジョン・トマスである」との変容と「イギリス近代」刀水書房、11000年、110-111五頁などを参照。

(8) ハワード、前掲書、五三-五七頁。債務囚と債務者監獄については、栗田「統治しがたい」囚人たち——一七二〇年代のロハムハ・フリーム債務者監獄」『史学雑誌』110五卷(一九九六年)、第八号、四一-六六頁、一四九-一四八頁を参照。

(9) ルマバ、キース、川北稔訳「生死甲斐の社会史——近世イギリス人の心性」昭和堂、110-111年、1110-111四頁。

(10) Gatrell, V.A.C. 'The Decline of Theft and Violence in Victorian and Edwardian England', in Gatrell, Lemmam and Parker, *op.cit.* pp.238-370.

- (11) Morgan, G. and Rushton P., *Eighteenth-Century Criminal Transportation: The Formation of the Criminal Atlantic*. New York: Palgrave Macmillan, 2004.

(12) 川北稔『民衆の大英帝国——近世イギリス社会ヒアメリカ移民』岩波書店、一九九〇年。

(13) クエーカーの宗教思想と経済・社会活動について、フライヤンゼフ・ラウントリー、新渡戸稻造などの著名な人物に焦点を当たるものが多い。近代イギリス経済史における一派の重要性を論じたものとしては、山本通『近代英國実業家たちの世界—資本主義とクエイカー派』同文館、一九九四年がある。

(14) ゲハサムの思想と刑罰制度について、Cooper,R. A., Jeremy Bentham, Elizabeth Fry, and English Prison Reform', *Journal of the History of Ideas*, vol. 42, no. 4 (1981), pp. 675-90. 小松佳代子「ト・ゲハサム『ペノブティコム』再考」『流通経済大学論集』第117巻(110011年)、第19号、一九一九頁などを。

(15) 本稿でも述べたる初期刑務所改革について、Ignatieff, *op.cit.*, pp.58-5, Emsley, *op.cit.*, p. 281; Briggs, J., Harrison, Ch., McInnes,

A. and Vincent, D., *Crime and Punishment in England: An Introductory History*, London: UCL Press, 1996, pp.167-69などを。

(16) Parliamentary Papers (以下P.P.) 1835 (438) (439) (440) (441), First report from the Select Committee of the House of Lords Appointed to Inquire into the Present State of the Several Gaols and Houses of Correction in England and Wales; with the minutes of evidence and an Appendix.

(17) クルーカーをはじめ、アロトベタハーメ派諸宗派と聖職者、刑務所規律協会の活動について、それを重視したIgnatieff, *op.cit.*, chapter 6 及び Forsythe, *op.cit.*, pp.15-24. Wiener, Martin J., *Reconstructing the Criminal: Culture, Law, and Policy in England, 1830-1914*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990, pp.46-47などを参照。またトローマンは看護史における研究成績を多く。

Huntsman, R.G., 'Twixt candle and lamp: the contribution of Elizabeth Fry and the Institution of Nursing Sisters to Nursing Reform', *Medical History*, vol.46, no.3(2002 Jul), pp. 351-80などを。

(18) Maxwell-Stewart, H., 'Convict Labour Extraction and Transportation from Britain and Ireland, 1615-1870' in De Vito and Lichtenstein, *op. cit.* pp.168-96. 本稿の図表は、マクベラル・ベルトームが自身の他の研究による援用による回説をp.169などを。

≈ p.180 の 図表 から 作成 した。Nicholas, S. (ed.), *Convict Workers: Reinterpreting Australia's Past*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, p.30 ≈ table 3-1 参照。

- (19) オーストラリアへの入植については、豊富な現地資料に加えて、人種やハーモンダーなどの要素に注目し、またカナダなど他の白人入植地との比較検証、グローバル・システムとの接合などに取り組んだ、イギリス帝国史の新しい視角からの成果である。110〇七年の初版から111〇年版まで2版を重ねては Levine, P., *The British Empire : Sunrise to Sunset*, 2nd ed. Harlow: Pearson Longman, 2013 など。
- (20) Maxwell-Stewart, op.cit.; id., 'Convict Labour and Western Empires, 1415-1954', in Gregory, J. and Marshall, L. (eds), *The Convict Colony: Studies in Western Australian History*, vol. 34 (2020), pp. 5-22; McGillivray, A., 'Convict Settlers, Seamen's Greens, and Imperial Designs at Port Jackson: A Maritime Perspective of British Settler Agriculture', *Agricultural History*, vol. 78, issue 3 (Summer 2004), p.261-288.
- (21) Emsley, *op.cit.*, pp.282-84.
- (22) ニューサウスウェールズ州労働刑務所に関する報告書 PP.1854/01847, Report on the discipline and management of the convict prisons, and disposal of convicts, 1853. By Lieut.-Col. Jebb, C.B., surveyor-general of prisons, chairman of the directors, &c. これが囚人労働の生産性の試算を記すもので、これが提出した詳細にわたる資料がある。
- (23) 収出獄制度について Bartrip, P.W.J. 'Public Opinion and Law Enforcement: The Ticket-of -Leave Scare in Mid-Victorian Britain', Bailey, ed., *op.cit.*, pp.150-181. 森本真美「紋首強盗と収出獄囚——「紋首強盗マニア」再考」、常松洋・南直人編『口述と犯罪—西洋近代における非合法行為』昭和堂、一九九八年、一七一-一七〇五頁。
- (24) Vagg, J. and Smartt, U. 'England and Wales', in Van Zyl Smit and Dunkel, *op.cit.*, pp.37-43.
- (25) Anderson, C., 'Transnational Histories of Penal Transportation: Punishment, Labour and Governance in the British Imperial World, 1788-1939', *Australian Historical Studies*, vol. 47, issue 3 (Sep 2016), p.381-397. Maxwell-Stewart, 'Western Empires'; De

Vito and Lichtenstein, *op. cit.*; Coates, T. J., *Convict Labor in the Portuguese Empire, 1740-1932: Redefining the Empire with Forced Labor and New Imperialism*, Leiden: Brill, 2013. \diamond

(26) Levine, *op.cit.*, chap.8.

(27) 法務省ホームページ「刑務作業の「」利用方法」<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KEIMUSAGYO/#1> 110110年十一月二十一日閲覧。

(28) テイヴェイス、アンシェラ、上杉忍訳『監獄ビジネス——クローバリズムと産獄複合体』岩波書店、一〇〇八年。

本研究はJSPの科研費JP-8H00879 の助成を受けたものである。

